

監査委員公告

平成20年10月10日付け及び平成20年11月10日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年4月16日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 濱 砂 友 守
宮崎県監査委員 長 友 安 弘

1 総務課

(1) 監査の結果

① 清掃業務委託について、契約書で請負業者が提出することとされている現場代理人及び作業員の通知が行われていないものも確認できなかった。また、実績報告書や日誌で特別清掃の実績を事項として見受けられた。留意を要する。（注意事項）

② 文書管理システムについては見直しが行われ、平成21年度から新システムに移行することとなったが、現行システムに係る機器の契約が継続するため、来年度以降も賃借料の支出を余儀なくされている。業務の電算システム化にあたっては、その必要性・有効性について十分検討を行う必要がある。（注意事項）

(2) 講じた措置

① 現場代理人及び作業員の通知が行われていないものについては、平成20年10月7日に提出させている。また、特別清掃内容の実績が確認できないものについても、同日付けで実施内容を確認して実績報告書を提出させている。なお、特別清掃については、実施月を特定するとともに、報告書についても日誌とは異なる報告書で確認していくこととする。

② 電子決裁等の利用が低調に推移し、事務の効率化や省資源化につなげていない実態にあることについては、事前の将来予測や分析が十分でなかったと言わざるを得ない。現行システム導入の背景には、国が平成13年2月に策定した「e-Japan戦略」に文書の電子化を急速に進展させることが盛り込まれ、これに対応するための県庁内の受け皿整備を行う必要があったことも要因の一つとなっているが、こうした事態が再び発生することのないよう、今後、システム導入に際しては、必要性・有効性について、十分な事前検討を行っていく。

2 総務事務センター

(1) 監査の結果

旅費について、宿泊料の調整誤りにより、支給不足となっているものが見受けられた。善処を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

平成20年9月2日に実施された福祉保健課の監査事務局監査時において、宿泊料（夕食代）の調整額を執行する必要があるものを判誤った減額調整のため、旅費の支給額に不足が生じたことが判明したので、平成20年9月22日に当該職員への追給を行った。今後、旅費の支給にあたっては、このようないざこざのないよう細心の注意を払っていく。

3 宮崎県税・総務事務所

(1) 監査の結果

契約額が100万円以上である警備業務委託等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていないものが

- (1) 監査の結果郵便の切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していった。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置今後には、在庫状況及び使用量を確認のうえ、必要な時期に必要な数量を購入することとし、適正な予算執行事務に努める。
- 13 南部福祉こどもセンター
- (1) 監査の結果
- ① 業務委託医に対する報償費について、予算執行伺が行われていないかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 電気電話屋内配線工事等について、請書が提出されているにもかかわらず、支出負担行為が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 庁舎清掃業務委託について、見積通知と異なる清掃回数で見積書を提出した業者と契約していた。留意を要する。(指摘事項)
- ④ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- ⑤ 郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していった。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 予算を執行しようとする時は予算執行伺の作成に留意するとともに、支払にあたっては必ず予算執行伺を確認することとし、適正な会計事務に努める。
- ② 請書等により契約を締結する時には、支出負担行為書の作成について留意するとともに、支払にあたっては必ず支出負担行為を確認することとし、適正な会計事務に努める。
- ③ 見積を依頼する際に契約条件の説明を十分に行うとともに、見積書の内容が契約条件に適合しているかなど、適正な会計事務に努める。
- ④ 平成19年10月から、納入指導や徴収を専任で行う債権管理事務が、平成20年度から債権管理対策会議を定期的に開催し、組織的に未収金対策等について協議検討することとした。今後は、引き続き、保護者の滞納状況、生活状況の把握に努め、年3回の未納金納入月間を中心に、各ケース担当職員と債権管理指導員とが連携しながら、家庭訪問等を通じて納入指導を行う、収入未済額の減少に努める。
- ⑤ 今後には、在庫状況及び使用量を確認のうえ、必要な時期に必要な数量を購入することとし、適正な予算執行事務に努める。
- 14 北部福祉こどもセンター
- (1) 監査の結果
- ① 母子寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② セキュリティシステム保守管理業務委託について、契約決定した業者の見積内容が予算執行伺の内容と相違していた。留意を要する。(指摘事項)
- (2) 講じた措置
- ① 滞納者の状況と償還指導の経緯を記録した滞納整理促進台

- 19 環境対策推進課
- (1) 監査の結果
産業廃棄物啓発学習等推進事業に係る業務委託契約について、変更契約に伴い必要となる仕様書の変更が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
業務委託契約を締結した委託事業に変更が生じ、変更契約を締結する必要が明らかになった場合には、速やかに変更契約を締結し、仕様書の変更を行うこととする。
- 20 自然環境課
- (1) 監査の結果
野生猿対策事業については、環境森林部と農政水産部でそれぞれ事業を実施しているが、環境森林部は本庁で事業を実施し、農政水産部は農林振興局等で実施している。本事業の効率的な実施のために、農林振興局等での一元化した事業実施について検討が望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置
野生猿による被害対策については、環境森林部が主に捕獲対策を、農政水産部が主に防除対策を、それぞれ役割分担しながら取り組んでいるが、今後、両部の更なる連携を図り、効率的な事業の執行を検討していきたい。
- 21 森林整備課
- (1) 監査の結果
- ① 用地事務委託料について、委託契約書において概算払としているものを精算払で支出していた。留意を要する。(注意事項)
- ② 生産物(スギ穂木)について、処分手続が遅れていた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 既存の事業執行管理表の様式を改正し、支払い状況が確認できるようにした。今後は、財務規則、交付要綱等の遵守を徹底するとともに、十分なチェックを行うこととした。
- ② ズギ穂木については、同一団体が採取する他の生産物(種子)と一括して処分手続きを行っていたため、払い下げ代金の納入が遅れていたが、事案発生ごとに処分手続きを行い代金納入させるよう事務手続きを改善した。
- 22 山村・木材振興課
- (1) 監査の結果
林業・木材産業構造改革事業補助金について、補助金の額の確定時期が遅れていた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
これまで、予算執行伺において県単事業と国庫事業を一括して起案していたものを、平成20年度からは県単事業と国庫事業の予算執行伺を別々にし、県単事業については実績報告受理後速やかに額の確定を行うように改善した。
- 23 木材利用技術センター
- (1) 監査の結果
- ① 公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 概算払で支出した試験研究に係る試験体の製作等業務委託料について、額の確定が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置

① 収入金の納入期限は、宮崎県財務規則第31条で、「年額で定められたものは、その会計年度の4月30日」となっている。しかし、平成19年度は4月30日は4月29日（昭和の日）の振替休日となっており、4月28日は土曜日であったことから納入期限を4月27日に指定していたものである。しかし、同規則第31条ただし書きで、「指定すべき日が日曜日又は銀行法施行令第5条第1項各号に掲げる日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。」と規定されており、5月1日が正規の納入期限であった。今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な事務執行に努める。

② 実績報告書に基づき額の確定を行った。今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な契約事務の執行に努める。

24 経営金融課

(1) 監査の結果

① 小規模企業者等設備導入資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。（注意事項）

② 小規模企業者等設備導入資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。制度の見直しを含めた資金の効果的な活用について、具体化が望まれる。（要望事項）

(2) 講じた措置

① 小規模企業者等設備導入資金特別会計における収入未済額については、訪問や文書指導等による回収に努めた結果、1,390千円を回収したが、新たに2,700千円の収入未済が発生したため、1,310千円の増加となり、平成19年度末現在の収入未済額は292,477千円となった。今後とも、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言・指導を仰ぐとともに、債権回収会社の活用を図りながら回収に努める。

② 当該繰越金は、国の制度事業である小規模企業者等設備導入事業（小規模企業者等設備導入資金貸付及び小規模企業者等設備貸与）に係る貸付原資である。近年、資金需要が低迷し、年々増加傾向にあるが、国からは事業の存続を求められ、おき、今後資金需要の見込みを適切に見通しながら、適正な繰越額となるよう検討を進めている。

25 工業技術センター

(1) 監査の結果

① 公衆電話手数料等について、雑入受入れ処理が大幅に遅れていた。留意を要する。（注意事項）

② 機器の保守点検委託契約について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

③ 清掃業務委託について、契約書で請負業者が提出することとされている現場主任者及び作業員の通知が提出されていなかった。また、警備業務委託について、契約書でセンターが指定するところとされている監督員が指定されていなかった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

① 指摘の内容は、平成18年1月の公衆電話撤去に伴う残金を、平成20年2月に雑入受け入れしているもので、撤去年度である平成18年3月までに処理しなければならなかったものが、未処理になっていたものである。今後は、事務処理の状況を常に確認するなど、チェック体制を強化し再発防止に努める。

② 指摘の内容は、機器の保守点検委託契約書に本来記載すべ

- ① 治山事業の現場技術業務委託について、社団法人宮崎県治山協会との理由として、留意を要する。(注意事項)
- ② 農業農村整備事業の工事に関する設計等委託について、宮崎県も土地改良事業の団体の連合会との理由として不十分と思われ。留意を要する。(注意事項)
- ③ 平成19年度の新規事業として、野生猿被害防止総合対策事業が実施される。事業の効果が十分検証される必要があり、留意を要する。(注意事項)
- ④ 肉用牛繁殖補助金の支出や事業の進捗状況の把握等、事業の進捗状況を把握し、事業の効果を検証する必要がある。(注意事項)
- ⑤ 国営かんがいに排水事業都市地地区関連の県営事業について、国営事業の進捗が著しく遅れている。事業の早期完成のため、県営事業の進捗を早める必要がある。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 指摘を受けた業務委託については、入札制度の改革を踏まえて、関係課とも検討している。
- ② 一者随意契約については、入札・契約制度改革の趣旨を踏まえ、委託業務内容の検証を行うこととしている。
- ③ ア 事業の実施状況の把握について、活動日誌等の作成を行い、事業の途中及び実績の聞き取り等、事業の効果が検証でき、また、農家への聞き取り等、野生猿被害対策の協議を中心に十分な協議を行いながら事業を実施する。
- イ 事業効果の検証
 ・ 電気柵及び追い払い活動について、実施状況や被害状況の聞き取り結果等から、効果の確認・検証を十分行った。今後、率的・効果的な事業の展開を図る。
- ④ ア 長期的視点における導入計画と直近の導入計画の充実
 ・ 事業主体における概ね5年間の導入計画を作成させ、把握する。
 ・ 直近の情勢を踏まえ、年度末に次年度の事業参加者の把握を実施する。
- イ 基金造成計画の策定
 ・ 上記の導入計画に基づいた基金造成計画を策定させる。
- ウ 事業効果の検証
 ・ 事業の導入計画に対する達成状況を検証させ、事業効果を把握する。

いての指摘である。今後は指摘の内容を真摯に受け止め、業務
完了の時、販売額等必要な事項が記載され、販売内訳書の提出を
求め、販売や必要な調査等、販売の都度、数量、

33 農業大学校

(1) 監査の結果

- ① 炊事業務委託契約について、契約書で請負業者が年間の業
務完了後に提出することとされている業務完了届が提出され
ていなかった。また、契約額が100万円以上である公園管理
作業補助業務及び庭園管理作業補助業務委託について、完了
作業補助業務作成が必要となる検査調書が作成されていなか
った。留意を要する。(指摘事項)
- ② 行政財産使用許可台帳について、平成18年度以降の許可に
係る事項が記載されていなかった。善処を要する。(指摘事
項)
- ③ 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、支給不足となっ
ているものや、通勤手当との調整誤りにより、過払いとなっ
ているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ④ 米の生産物台帳について、収穫から販売までの過程での数
量が把握できるような整理がされていなかった。留意を要す
る。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 炊事業務委託契約における業務完了届については、提出を
求め、受領した。また、公園管理作業補助業務及び庭園管理
作業補助業務委託の検査調書については作成した。今後は契
約書の内容を確認し、提出すべき書類について不備のないよ
う留意する。
- ② 平成18年度以降の許可事項を行政財産使用許可台帳に整理
した。今後、行政財産使用許可台帳の記載もれないように
十分注意する。
- ③ 支給不足になっていた分と過払いになっていた旅費につい
て、平成20年10月24日にそれぞれ追給・戻入の手続きを行っ
た。旅費支給については、支出時に再度確認を行い、旅費の
過不足を生じないように努める。
- ④ 米等の一定期間保存する生産物について、生産物取扱要領
に基づいた事務処理により、収穫から販売までの過程での数
量が把握できるよう生産物台帳を整理し、生産物の適正な管
理を行う。

34 都城家畜保健衛生所

(1) 監査の結果

除草・樹木管理業務等の委託契約書について、収入印紙が貼
付されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事
項)

(2) 講じた措置

直ちに適正な税額の収入印紙を貼付させた。今後、このよう
なことがないよう確認を徹底し、適正な事務処理に努めていく。

35 畜産試験場川南支場

(1) 監査の結果

概算払で支出した養豚経営における高機能膜利用浄化処理機
能向上技術開発業務委託料について、額の確定が行われていな
かった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

直ちに額の確定事務を行い、契約相手方に額の確定通知書を
交付した。今後は、このようなことがないように、適正な事務処

- 理に努める。
- 36 河川課
- (1) 監査の結果ダム管理費負担金及び堰堤改良事業受託料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置調定調書の作成にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時において、担当リーダー、課長補佐等による精査を徹底することとした。
- 37 建築住宅課
- (1) 監査の結果県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、関係出先機関等に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置今後、収入未済額の縮減を図るため、関係出先機関等に対し、次の取組みを講じることとしている。
- ① 個々の滞納者の実情に応じたきめ細やかな徴収対策を、年間を通じて行っていく必要があると考える。このため、11月間を滞納整理強化月間、1月には関係出先機関等へのヒアリング、さらには3、5月を出入閉鎖重点月間とするなど、取り組みの強化を図るとともに、収入未済額が増加している関係出先機関等に対しては、個別にヒアリング等を行うなど重点的に対応を図っていく。
- ② 滞納者の増加を未然に防ぐことも重要であり、滞納初期段階から納付指導を徹底して行うよう関係出先機関等に対し改めて要請した。
- ③ 未済額縮減に関する関係出先機関等の意識の醸成を図るこの重要であることから、関係出先機関等担当者及び住宅管と理員に対する研修会を7月に開催し、具体的な取組事例の紹介や徴収方法等について意見交換を行った。今後とも納入状況を踏まえながら、必要に応じて見交した。今後は、早期に納入督促に怠りなく、収入未済額の増加の防止を図っていく。
- ④ 退去滞納者について、追跡調査及び納付請求を更に強化し、所在が確認できない退去滞納者については、不納欠損処分、実施基準に照らし適正な債権管理を行う。
- 38 宮崎土木事務所
- (1) 監査の結果道路管理者以外の者が行う道路工事について、工事承認後、着手届や完成届の提出がないものがあり、現在の状況が確認できないうちが散見された。善処を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置道路管理者以外の者が行う工事(道路法24条工事)については、許可の際に着手・完了届の様式を交付して提出を指導しては、提出の事後に提出状況の把握等が不十分であった。今後は、提出にもついでに更周知徹底を図り、許可の条件として明記する把握とできるよう見直し、届出が適期に提出されていない場合は、定期的に督促等を行うよう改善した。
- 39 日南土木事務所
- (1) 監査の結果
- ① 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているもの

- が散見され、注意を要する。(注意事項)
- ② 道路管見者以外、道路工事の承認について、工事完了後、散見された。善処を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 調定調書の作成にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するのと、決裁時に担当リーダー、担当課長等による精査を徹底することとした。
- ② 直ちに申請者及び施工業者に対して工事完成届を提出するよう催促し、全ての案件について完成届が提出された。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、工事完成届が未提出の場合は、直ちに提出するよう申請者等への指導を徹底することとした。
- 40 串間土木事務所
- (1) 監査の結果
- 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- 収入未済額圧縮のため、取組みとして、総務担当の職員6名で対策を講じた。夜間の催しを中止し、年2回徴収強化月間を設け、臨戸訪問や電話での催しを通常月より頻度を上げ、週2回ほど行うこととする。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努める。
- 41 都城土木事務所
- (1) 監査の結果
- ① 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。注意を要する。(注意事項)
- ② 道路占用料について、調定額の算定を誤り、収入不足となつているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ③ 都城霧島公園線湯谷工区の舗装打換工事について、当初設計時に使用した道路台帳の不備により、施工方法の変更が行われていた。注意を要する。(注意事項)
- ④ 河川改修工事について、当初契約の内容は2箇所の樋門改修であったが、変更契約により、さらに別の2箇所の樋門改修が追加されていた。今回のような変更契約にあたっては、他の業者の受注機会を損なうおそれがあるため、その必要性について十分検討を行う必要がある。注意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 調定調書の作成にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するのと、決裁時に担当リーダー、担当課長等による精査を徹底することとした。
- ② 平成19年4月20日付け道路占用料1件(現場事務所)について、占用期間の誤り(誤; 7ヶ月、正; 8ヶ月)により収入不足となつた12,480円を平成20年8月7日に調定を行い、8月20日納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。
- ③ 今後、舗装構成の確認にあたっては、工事発注前に試掘等を行い、現地舗装構成を確認することとする。また、道路台帳の作成や修正にあたっては、道路台帳修正事項を沿った適切な処理を更に強化・徹底し、内容に不備(間違いや漏れ)が生じないように努める。

- ④ 今回の工事は、洪水による浸水防止に重要な役割を果たす。今回の工事は、洪水による浸水防止に重要な役割を果たす。今回の工事は、洪水による浸水防止に重要な役割を果たす。

42 小林土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 橋梁維持工事について、当該工事とは直接関連性がない工事を追加しているものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 道路占用料について、調定額の算定誤りによる追加徴収や返還が見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 追加工事を変更設計で行う際には、当該事業目的との妥当性を十分に考慮し、慎重に対応していくよう、関係職員を対象に研修を行い、更なる適正な予算執行について徹底を図った。
- ② 平成19年4月2日付け道路占用料1件(外径0.1m未満管)について、計算誤りにより収入不足となった16円を平成20年8月21日に調定を行い、平成20年8月25日納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。
- ③ 滞納初期段階からの臨戸訪問による速やかな督促、連帯保証人への早めの納付協力依頼、高額滞納者に対する計画的かつ着実な返済の確保等の取組みにより、収入促進に努める。

43 日向土木事務所

(1) 監査の結果

- ① 県営住宅敷地内の電柱等に係る行政財産使用料について、調定処理が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ③ 県営住宅管理手当の報償費について、源泉徴収税の歳入歳出外現金への振替処理が行われていないものがあった。善処を要する。(指摘事項)
- ④ バス借上料に係る資金前渡について、精算事務手続が大幅に遅れているものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- ⑤ ダム給水設備保守点検業務委託等に係る見積書の徴取等について、事務手続に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ⑥ 契約額が100万円以上であるダム管理等業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ⑦ ダム飲料水配水管敷等として民間から借り受けている土地について、借受財産台帳が作成されていなかった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 今後は、財産使用許可台帳の整備更新を確実に実施し、特に年額で定める使用料については、4月の調定期間に十分な確認を行うこととし、適正時期に事務処理を行うよう努める。

て基準の明確化を図った。今後は、現地視察や書面提出により、市町村の事業の進捗状況の把握に努めるとともに、事業内容の変更が生じるものについては、速やかに事業内容の変更申請を行わせると、適正な補助金の執行に努める。

47 文化財課

(1) 監査の結果
県民文化ホールについて、解体処分に伴う教育財産等取扱規程及び公有財産取扱規則に定める事務処理が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置
県民文化ホール解体工事に係る所要事務のうち、用途廃止について「普通財産の処分」及び公有財産取扱規則第31条の2「普通財産管理を含め財務会計全般にわたって遺漏のないよう、適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努める。

48 図書館

(1) 監査の結果
旅費について、宿泊料の調整がされていないため、過払いとなつているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置
本件は平成20年1月の宿泊を伴う出張に関して、食糧費を支給していたにもかかわらず、旅費の減額調整を行わなかったため、過払いになっていたものである。事務局監査実施後、直ちに調整額を計算し、過払いとなつていた1,531円を当該職員に戻入させた。今後は、旅費額の調整が必要な出張をはじめ、全ての旅費計算について複数の職員で厳密にチェックを行い、再発防止に努める。

49 美術館

(1) 監査の結果
① 平成19年度予算に係る物品の購入について、平成18年度に契約をしているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)
② 旅費について、パック旅行を利用する場合の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)
③ 移動ハイビジョン車運転業務委託について、単価契約であっても年間執行見込額が100万円以上のものについては予定価格調書を作成すべきところ、作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)
④ 展示台製作業務委託等について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)
⑤ 契約額が100万円以上である非常用発電機保守業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置
① 本件は、平成19年5月開催の特別展の印刷物の納入に関し、本来なら19年度で契約、支払すべきところ、年度初めの準備行為の事務と混同したことや単純な確認不足により、誤って18年度に契約、19年度予算により支払という事務処理を行ったものである。今後は、このようなことがないよう財務規則や関係する規定等の再確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。
② 本件は、平成19年11月、12月及び平成20年2月の東京、名

- 事項)
- ② 庁舎清掃業務委託について、契約書で請負業者が作成する
 こととする。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 本件は、平成18年度から21年度の4年間の長期継続契約で
 ある警備、業務委託契約について、当初の契約である。事務
 局の監査終了後、直ちに委託業者へ連絡して、契約書の内容に
 挿入の処を徹底し、再発防止に努める。複数の職員でチェッ
 クを行う体制を整備し、再発防止に努める。
- ② 本件は、業務日誌(日報)により毎日報告することになっ
 ていたところ、契約内容の単なる確認不足のため、月報のみ
 により業務の報告を受け、確認を行っていたものである。今
 後は、委託契約書の内容について確認を徹底するとともに、
 複数の職員でチェックを行う体制を整備し、再発防止に努
 める。

52 宮崎東高等学校

- (1) 監査の結果
- ① 授業料の収納事務について、適切でないものがあつた。留
 意を要する。(注意事項)
- ② 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円
 未満の契約を同一業者と3日間に2回行っているものがあ
 った。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つ
 の契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。留
 意を要する。(注意事項)
- ③ 卒業証明書等について、交付願の確認欄に校長及び事務長
 の承認印を徴しないまま発行しているものが散見された。留
 意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 本件は、文書や電話、家庭訪問等の面談をとって授業料
 納入の督促を行ったも、かねて未納となつていた生徒とこ
 ろ、職員が一時的に立て替えていたものである。今後は、
 係法規等の遵守を徹底しながら、未納者に対しては関係
 全員で対策にあたり、適正な事務処理に努めるとともに、
 入学時や年度当初に保護者や生徒に対して行っている納
 入の指導や授業料減免制度の周知をさらに徹底し、再発
 防止に努める。
- ② 本件は、物品購入の際に、職員からの購入要求を受ける
 に、随時調達した際、結果的に短期間における同一急
 業性・必用性の考慮がなされ、計画的な購入要求を行
 員に達し、適時適正な契約行為を行うなど、適正な事
 務に努める。
- ③ 本件は、各種証明書の発行にあたり、待ち時間の短縮
 依頼の便を優先したため、発行者の待ち時間を短縮す
 るに努め、後処理の周知徹底を図った。今後は、担当
 者の周知徹底を図り、事務局の事務進行を速くし、再
 発防止に努める。

53 日南振徳商業高等学校

- (1) 監査の結果について、年度末に年間の必要量を上回る購入が行われたものがあった。留意を要する。(指摘事項)
- (2) 講じた措置
本件は、年度末に、翌年度当初に必要な印刷用の消耗品をまとめ、購入した際、必要数量を明確に把握しないまま発注を行い、年間消費量を上回る数量を購入したものである。今後は、購入担当者と物品管理担当者の連携体制の強化を図るとともに、消耗品出納簿により前年度の消費量実績等を検討したうえで、計画的な発注を行うなど、効果的・効率的な調達を行い、再発防止に努める。

54 高原高等学校

- (1) 監査の結果
- ① 生産物について、生産物明細書から生産物台帳への転記もなっていないものや、生産物明細書による報告がされなかったため、生産物台帳に登記されていないものなどがあった。善処を要する。(注意事項)
- ② 校内の保管庫に常備するガソリントankから自家用車に給油する事例が発生している。再発防止のため、物品管理の徹底が必要である。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 本件は、生産物のうち、牛と豚の一部について記載もれや生産物担当職員からの報告もれにより適正な事務処理が行われず、生産物台帳への登記がなされていなかったものである。事務局監査終了後、直ちに台帳の記載内容を確認し、不足分について登記を行った。今後は、生産物担当部門においても生産物台帳の副本を作成・整備するとともに、毎月、事務長・農場長・事務職員・生産物担当職員が合同で頭数確認を行うなど、チェック体制の強化を図ることとした。
- ② 本件は、私用で緊急に自家用車を使用する必要が生じた職員が、ガソリンを購入するための現金を持ち合わせていないか、このことから、作業用車両等に使用するガソリンを一時的に借用し、後日返却したものである。本件事実を確認後、直ちに保管庫の鍵を取り替え、鍵の保管場所を事務室にするなど不適正な使用の防止を図るとともに、職員に対して燃料使用簿への記入を徹底し、使用簿と実際の燃料残量との照合を毎週行うなど、チェック体制を強化した。今後は、燃料をばし再発防止に努める。

55 延岡青朋高等学校

- (1) 監査の結果
学校納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置
本件は、学校納入金の一部において、繰越額が多額であることが及び会計報告がなされていないことについて、是正の要望があったものである。繰越額については、過去の歳入歳出の実績等をもとに徴収金額の見直しを行うなど、保護者の負担軽減を図る方向で適正に対応していく。また、会計報告については、

全ての徴収金について保護者に会計報告を行うこととした。今後は、関係する規定等に基づき、学校納入金の適切な管理運営に努める。

56 延岡商業高等学校

(1) 監査の結果
学校の納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

本件は、学校納入金の一部において、繰越額が多額であることが及び会計報告がなされていないことについて、是正の要望があったものである。繰越額については、授業料と同時に徴収した同窓会入金について、本来ならば同窓会に送金すべきところ、事務処理を忘失したことが原因であり、事務局監査終了後、直ちに送金を行った。また、会計報告については、全ての徴収金についての保護者に会計報告を行うこととした。今後は、関係職員によるチェック体制をさらに強化するとともに、関係する規定等に基づき、学校納入金の適切な管理運営に努める。

57 門川高等学校

(1) 監査の結果
需用費で支出すべき修繕費用について、委託料で支出されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

本件は、校長室の床材の張替について、本来ならば現状復旧を目的とした小規模な修繕として需用費で支出すべきところ、会計科目の誤認により、委託料で執行したものである。今後は、このようなことがないよう財務規則や関係する規定等の再確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

58 五ヶ瀬中等教育学校

(1) 監査の結果

① 卒業生から卒業記念として贈呈されたテレビ等について、物品の受入手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)

② 備品購入費で支出すべき物品購入費用について、需用費で支出されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 本件は、平成12年度卒業生からの寄贈物品(テレビ・ビデオデッキ・ラック一式)について、物品受入手続きを行っておいなかったものである。当該物品については、寄贈当時の金額等を確認のうえ、物品の受入手続きを行い、備品として登録した。今後は、寄贈物品の受け入れについては、財務規則の規定に則り、適正な処理手続きを行うこととする。

② 本件は、平成20年3月に購入した物品のうち、購入額が2万円を超過していたものについて、備品購入費で支出すべきところ、誤って需用費で支出していたものである。事務局監査終了後、直ちに、当該物品について消耗品から備品へ分類換えを行つた。今後は、関係規定等に基づいた適正な事務処理を徹底するとともに、関係職員での点検・確認体制を強化し、再発防止を図ることとする。

59 日南くろしお支援学校

- (1) 監査の結果
 契約額が100万円以上である養護学校等医療的ケア実施事業委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されなかった。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
 本件は、100万円以上の支払について、本来検査調書を作成すべきであるにもかかわらず、関係規定等の単純な錯誤により、作成していなかったものである。事務局監査終了後、直ちに検査調書を作成し、支出書類に添付するとともに、職員に対して、適正な事務処理を行うよう周知した。今後は、会計処理の基本に戻り、条例・規則を踏まえながら事務処理を行うとともに、職員同士のチェック体制を強化し、相互牽制を図ることにより、再発防止に努める。
- 60 警察本部
- (1) 監査の結果
- ① 子ども緊急通報装置の設置に係る契約について、年度当初に支出負担行為の整理が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ② 押しボタン式信号機の設置工事に係る設計について、単価を誤り設計額が過小となっていた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 契約時における適正な事務処理が行われるように、関係職員に財務規則等の根拠法令を習熟させるとともに、支出負担行為の整理が行われているか係間で相互チェックを行うよう指導した。
- ② 積算単価変更の都度、課長以下の複数の責任体制において徹底したチェックを行うこととした。
- 61 串間警察署
- (1) 監査の結果
- ① 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円未達の契約を同一業者と2日連続して行っているものがあった。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つの契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。留意を要する。(注意事項)
- ② 串間警察署公共下水道配管接続工事について、請負業者に対して交付すべき監督員選任通知書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 地方自治法、財務規則等の根拠法令を習熟させるとともに、在庫管理を徹底させ、物品購入時の効率性、競争性を保てるよう指導した。物品の購入については、前年度の実績を参考に、1月毎又は四半期毎による購入計画に従って執行することとした。
- ② 複数人によるチェック機能を強化するとともに、地方自治法、財務規則、宮崎県工事請負契約約款等の根拠規定に定められた監督員選任通知書等文書の確実な作成の徹底を図った。
- 62 高岡警察署
- (1) 監査の結果
 旅行命令書が作成されていないため、旅費が支給されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置

支給され、1,051円を平で成旅の対象者1名の旅行命令書を作成し、その旅費額も、1,051円を平で成旅の対象者1名の旅行命令書を徹底的に検証し、その強化を図った。

63 企業局

(1) 監査の結果

- ① 公有財産使用料等について、調定事務が大幅に遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ② 企業局地域振興貸付金の貸付に関する覚書について、契約の相手方を知らず、貸付金の手続きを環境森林部長としていた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 普通財産の貸付手続について、手続及び貸付契約内容の1部にも企業局固有資産管理要領に定める事務処理となっていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)
- ④ 岩瀬ダム漁業補償については、放流基金として企業局が運用し、放流費の財源として活用されているが、運用益だけでは放流基金の取扱いが不明確に示されていないことから、早急に決定を行うことが望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 行政財産使用許可台帳システムを見直すなど、調定事務の適正な執行に十分留意する。
- ② 今後はこのようなことのないよう留意する。
- ③ 契約更新の際に、企業局固有資産管理要領に定める事務処理を行う。
- ④ 岩瀬ダム漁業補償については、漁業損失補償契約に基づき、今後とも毎年支払っていくこととする。また、このことに関する疑義が生じないように、平成20年度決算において処理する。

64 経営管理課

(1) 監査の結果

- ① 宮崎病院及び延岡病院の施設整備に係る設計業務委託について、契約日が落札決定の日から7日を超えているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ③ 宮崎、延岡及び日南の各病院において、高額医療器械の購入時期が年度末近くとなっており、高額医療器械の購入の向上のため、早期購入が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 今後は、電子入札による落札決定通知後は、内部で契約締結を迅速に実施し、提出が日以内の場合、締結を厳守する。また、提出が7日以内の場合、締結を厳守する。また、提出が7日以内の場合、締結を厳守する。また、提出が7日以内の場合、締結を厳守する。
- ② 係るこの旅費命令の内容、宿泊地の確認等を徹底する。
- ③ 高額医療器械の購入については、可能なものは早期発注、早期の運用開始に努めること、ほとんどの注生産であり納品に時間を要する場合は、国の補助対象である場合、交付決定

帰で問題連携
 ままの
 の職員
 等で習職
 は、等常、
 て事るな
 し、医せる
 対、かす
 者に書応
 者もを対
 患と書で
 いと約数
 なる誓復
 しす付は
 算取納に
 精聴したる。策
 日をし患すの方
 当由に化後簿の
 と理確れ強生
 等、明わを發
 う必か思制金
 払、うと体収
 ず、払り力未
 書さにあ協
 ウ

的に未い
 画す。場し、
 計を患者に連
 がを患る。絡
 い付たす人思
 払納った証あ
 支、な実保が
 し、くを帯法
 クをな等連の
 ッ絡れ調査た
 エでが戸さい
 チ等絡臨の記
 に話連の員に
 的電や員に
 期に者収書に
 策患者患徴込
 のに払え入る
 方患者患徴込
 のに払え入る
 のに払え入る
 のに払え入る

66 日南病院

(1) 監査の結果

個人負担の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。
 (注意事項)

(2) 講じた措置

近年の景気低迷、雇用情勢の悪化などにより、失業者が増加する。生活困窮や個人負担の増加、職員の不足、業務の増加などにより、業務の遂行に支障をきたしている。また、業務の増加に伴い、業務の遂行に支障をきたしている。

迷滞、雇用情勢の悪化などにより、失業者が増加する。生活困窮や個人負担の増加、職員の不足、業務の増加などにより、業務の遂行に支障をきたしている。また、業務の増加に伴い、業務の遂行に支障をきたしている。

迷滞、雇用情勢の悪化などにより、失業者が増加する。生活困窮や個人負担の増加、職員の不足、業務の増加などにより、業務の遂行に支障をきたしている。また、業務の増加に伴い、業務の遂行に支障をきたしている。

67 延岡病院

(1) 監査の結果

- ① 洗濯業務及びリネンサプライセンター業務委託について、予算執行額を超えて執行されていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 物品の修繕や売買に係る契約書について、(ア)相手方が保

- 有すべき契約書を相手方に渡してないもの、(イ) 収入印紙が貼付され散見の医療機器類の借上げに係る単価契約について、見積書の日付や単位のものがなく年間執行見込額が100万円を超過した。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 付以上のはなれ。留意を要する。(指摘事項)
- ④ 旅費について、県外旅行雑費の調整がされていないため、過払いとなっているものが散見された。善処を要する。(注意事項)
- ⑤ 契約額が100万円以上であるボイラー・圧力容器点検整備業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていない。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 洗濯業務とリネンサプライセンター業務については、従来個別の委託契約としていたが、平成19年度から契約を一本化し、毎月、固定部分と出来高部分の合計額を支出し、予算執行伺に消込みを行い、累計支出額を管理、支出時に確認していた。平成20年3月分の出来高部分の支出額が、2月、3月の患者数が例年を上回ったことから、年間の支出額合計が予定額を超過してしまっていたが、決算時の事務処理と錯綜し、また、累計支出額の確認も怠ったため、予算執行伺額を超えて執行してしまったものである。今後は、支出時の予算執行伺額の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。
- ② (ア) については、契約相手方に契約書交付を再三連絡したが受取りに來なかつたことから担当者がそのまま保管していただいたものである。(イ)及び(ウ)については、契約締結時及び支出の時点で確認すべきところ、漏れがあったものであり、(ア)から(ウ)の全てについて、相手方に説明の上、対処した。今後は、契約の締結に当たって、印紙税の納付漏れがないよう精査し、公印の押印を行った上で、遅滞なく1通を相手方に渡すこととし、一定期間、相手方が受け取りに來ない場合は、相手方にその旨連絡した上で郵送することとする。また、県が保管する契約書については支出書類決裁時にも添付し、印紙及び押印の確認を徹底する。
- ③ 当該医療機器類の借上げは、一定期間継続して供給を受け、数量や個々の借上げ期間に変動があるものについて、見積もりの徴求及び予定価格との照合において、年間予定数量に基づく総額により相手方を決定していたものであり、今後、見積書は適宜に徴するとともに、単位表示等について、契約の趣旨に基づき分かりやすく適正な単価契約とすべく、単価を定めるよう徹底する。また、年間執行見込額が100万円以上のものでないようチェック体制の見直しを行った。
- ④ 過払いとなつた旅費については、全て返還手続きを行った。今後は、このような誤りが生じないように、旅行命令時点における審査だけでなく、旅費支出の際に再度旅行内容の徹底を確認することとした。
- ⑤ 支出調書作成の際、担当者が失念していたことに加え、支出伺決裁者に至るまでチェック漏れしていたものである。今

後は、契約額が100万円以上の業務委託については、検査調書の漏れがないようチェックを徹底し、かかることのないよう留意する。

68 富養園

(1) 監査の結果

- ① 警備業務及び建物内清掃業務の入札について、代決権のない者が入札執行者となっていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 衛生補助業務委託等について、財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 契約担当者及び代決権を持つ者が全て不在の際、病院局各規程を認せず、今後、このようないずれも、内部チェック体制の強化を図るとともに、病院局財務規程等に基づき、適正な事務執行に努めていく。
- ② 個人契約の契約あり、長期にわたり同じ契約書案文を用いて契約していた必要事項が記述されていない契約書の具体的な記載事項を、個人情を報告し、漏れなく記載している。病院局財務規程等に基づき、適正な記載事項を漏れなく記載するよう努めていく。

69 社団法人宮崎県林業公社(出資団体)

(1) 監査の結果

- ① 有価証券の取得価額について、利息収益に計上すべき経過利息を満期保有の計上を誤っていた。善処を要する。(注意事項)
- ② 物品の購入において、発注担当者や検査員が同一職員となっており、業務監督員と検査員が同一職員となっているものがある。留意を要する。(注意事項)
- ③ 売上原価が売上代金を上回っていることから毎年経常損失を増加している。引き続き積極的な経営改善への努力が望まれる。(要望事項)
- ④ 経理規程について、支払に関する具体的な手続が規定されていない。また、手続上、小切手を必要としない支払に小切手が用いられている。経理規程や支払事務手続の見直しを望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 林業公社では、監査指摘後、有価証券(国債)の評価修正仕訳を行ない、平成20年度会計で前期の前期損益修正損として処理する。また、県では、有価証券(国債)の評価について、適正な仕訳が行われたことを確認した。
- ② 林業公社では、監査指摘後、発注担当者及び事業監督員以外者を検査員と発注担当者及び事業監督員以外者に下命させ、検査員が発注担当者より確認した。「経営方針」及び計画に基づき、引き続き「林業公社」の経営改善を図る。また、平成19年10月に決定した「経営計画」に基づき、引き続き「林業公社」の経営改善を図る。また、平成19年10月に決定した「経営計画」に基づき、引き続き「林業公社」の経営改善を図る。
- ③ 林業公社では、平成19年10月に決定した「経営方針」及び計画に基づき、引き続き「林業公社」の経営改善を図る。また、平成19年10月に決定した「経営計画」に基づき、引き続き「林業公社」の経営改善を図る。

革推進協議会」において、経営改善が着実に図られるよう進行管理を行うとともに、森林の公益的機能の維持・増進など、森林に対する県の期待に十分応えられる公社となるよう指導・監督に努める。

- ④ 監査指摘後、林業公社では、経理規程に支払に関する具体的な事務手続の規定を定め、見直しを行った。また、金銭の支払方法については、原則として口座振込制によるものとし、小切手の使用を廃止した。県では、経理規程が改正され、小切手の使用が廃止されたことを確認した。

70 財団法人宮崎県産業支援財団（出資団体）

(1) 監査の結果

- ① 宮崎県産業支援財団設備資金事業補助金について、補助対象外経費を補助対象経費に算入していた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 国際バイオE X P O出展に係る小間装飾業務委託契約について、契約書（請書）が作成されていなかった。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

- ① 補助対象外経費分については、県へ返還させた。また、内訳報告時に補助対象経費と補助対象外経費の区分明細表を添付させるとした。
- ② 契約の締結に当たっては、契約の性質又は目的、金額に応じた適正な契約書（請書）を作成するよう一層留意するとともに、担当部門のラインでの確認に加え、総務会計担当部門におけるチェック機能を強化するよう指導した。また、今回指摘事項となつた一件の金額が50万円未満の契約であること指す理由に請書を省略する場合は、消費税の金額にも十分留意することとした。

71 宮崎県信用保証協会（出資団体）

(1) 監査の結果

- 機械警備及び清掃に係る業務委託について、長期間にわたり同一業者に同一条件で自動更新による契約がなされており、業者間の競争による適正な価格が確保されているとは言い難い。留意を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

- 県は、業務委託に関する契約事務の規程の整備について指導を行い、信用保証協会は、関係規程を設け、次回の契約更新時において、競争入札等を実施することとした。

72 社団法人宮崎県農業振興公社（出資団体）

(1) 監査の結果

- ① 畜産担い手育成総合整備事業に係る工事設計委託業務について、委託料の支払時期が契約書に記載された支払期限より遅れているものがあつた。留意を要する。（注意事項）
- ② 市町村農業公社等に対して概算払で交付した補助金について、額の確定が行われていないものが散見された。善処を要する。（注意事項）

(2) 講じた措置

- ① 委託契約書条項に基づき、適正に支払事務が行われるよう指導を行った。
- ② 額の確定について早急に手続きを行うよう指導するとともに、補助金事務について、事業補助金交付規程に基づき、適正に執行するよう指導を行った。

73 宮崎県土地開発公社（出資団体）

- (1) 監査の結果、退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置、財務諸表における注記事項で退職給付引当金の算定方法の注記が誤っていたものであり、今後の財務諸表作成にあたっては、適正な表示に改めるよう指導した。
- 74 宮崎県道路公社(出資団体)
- (1) 監査の結果
- ① 退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 旅費に宿泊料等の調整誤りにより、支給不足となっていたものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 有料道路回数券について、受払手続や在庫管理に十分な点出納管理が見受けられなかった。事故防止及び盗難防止の観点から適切な固定資産の償却については、取得価額の10%を残存価額ときいて減価償却を行っているが、償却済資産の多くが売却できないうちの多額の除却損を計上している。法人税法の改正等を踏まえた会計の規程の見直しを望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 退職給付引当金については、実際の算定方法と異なる方法を財務諸表の注記事項に記載していたためであり、今後の財務諸表の作成にあたっては、適正な表示に改めるよう指導した。
- ② 不足額を生じないよう注意した。監査終了後直ちに支給し、今後同様のことが発生しないよう注意した。
- ③ 有料道路回数券の窓口での保管数量は必要最小限とする。また、盗難防止に努めよう指導した。回数券のチェックを強化し事故防止や盗難防止に努めよう指導した。
- ④ 監査で固定資産の償却が適切に行われていないものがある。処分するよう指導した。平成19年度末現在の使用不能の固定資産を10%で処理しているところである。平成19年4月1日以降は残存価額を10%で償却し、平成19年4月1日以降は残存価額を10%で償却することになったことから、他県道路公社の状況等を調査し、その上で対応を検討したい。
- 75 宮崎県住宅供給公社(出資団体)
- (1) 監査の結果
- ① 退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 住宅管理事業等未収金について、一元的に管理する台帳が整理されなかった。また、一部の未収金について、回収に向けた取組が行われていないものがあった。適切な債権管理を望まれる。(要望事項)
- (2) 講じた措置
- ① 財務諸表の注記事項を誤って記載しており、今後は適正な注記事項に改めるとする。
- ② 住宅管理事業等未収金について、個別に整備しているが、平成20年度末には一元的に管理する債権管理台帳を整備する。また、未収金については、「滞納整理事務処理要領」に基づき督促を行っているところであるが、今後も引き続き債権者に對する督促を進めるとともに、所在不明者の

把握・回収に努めることとする。